

岡崎市飲料水代替給水施設事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、飲料水供給施設の老朽化に伴い、飲料水の安定的な確保に資するため、飲料水供給施設に代わる施設を設置、維持及び管理するために予算の範囲内において支出する岡崎市飲料水代替給水施設事業費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものであり、補助金の交付及び事業の実施に関しては岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 「飲料水供給施設」とは、新農業構造改善地域振興事業又は簡易水道等施設整備費国庫補助事業により設置された、給水人口が100人以下の水道法（昭和32年法律第177号）の適用を受けない簡易な水道施設をいう。
- (2) 「飲料水代替給水施設」とは、岡崎市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年岡崎市条例第41号）第2条第2項第1号に規定する給水区域の外に設置された飲料水供給施設に代わる飲用の用に供する施設をいう。

(補助対象者)

第3条 この事業は、飲料水代替給水施設について設置、維持及び管理を取り扱う水道組合（以下「補助対象者」という。）を事業実施主体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象となる経費は、飲料水代替給水施設の設置、維持及び管理に係る以下の費用とする。

- (1) 飲料水代替給水施設設置工事費
- (2) 飲料水代替供給施設の設置準備のための試験運用に係る消耗品費
- (3) 飲料水代替給水施設の消耗品及び維持管理資材に係る経費
- (4) 飲料水代替給水施設に係る修繕費
- (5) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に掲げる事業経費に100分の90を乗じて得た額とし、

当該額が予算の額を超える場合には、予算の額を当該補助金の額とする。

(交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付申請に当たっては、岡崎市飲料水代替給水施設事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、
適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(事業変更の承認)

第8条 補助対象者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめその旨を記載した書面を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、当該事業が完了したときは、岡崎市飲料水代替給水施設事業費補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添え、当該事業の完了後10日以内（10日以内に当該年度の末日が到来する場合にあっては、当該年度の末日までの間）に市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 事業実績書
- (3) 事業の実施に要した経費の支払を証明する書類
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地での検査を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、前条に規定する額の確定後、補助対象者からの請求により交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を概算払により交付することができるものとする。

(補助金の交付の請求)

第12条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第13条 補助対象者は、第11条の規定による補助金の概算払を受けたときは、補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限りで、その効力を失う。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。